

令和8年第1回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和8年2月2日（月） 午前10時00分
閉会日時	令和8年2月2日（月） 午後0時23分
場 所	湯沢市役所本庁舎 4階 会議室43
出席者	教育長 武石 睦 教育委員 議席番号2 後藤 美喜子 教育委員 議席番号3 佐藤 恵 教育委員 議席番号4 久米 道人
欠席者	教育委員 議席番号1 築瀬 均
出席職員	教育部長 高橋 秀明 教育総務課長 佐藤 邦彦 学校教育課長 佐藤 宏紀 生涯学習課長 石川 一光 文化財保護室長 大山 真琴 教育総務課総務班長（書記） 千葉 吏子 生涯学習課社会教育班長 阿部 吉彦 生涯学習課スポーツ振興班長 佐藤 多喜生 複合公共施設開設準備室 主査 長岡 美奈子
傍聴人	なし

【会議に提出された議案】

- 議案第1号 令和8年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市複合公共施設条例の制定について）
- 議案第2号 令和8年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和7年度3月補正予算について）
- 議案第3号 令和8年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和8年度当初予算について）
- 議案第4号 令和8年度教育行政方針について
- 議案第5号 第5次湯沢市社会教育中期計画の策定について
- 議案第6号 第5次湯沢市スポーツ推進計画の策定について

【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号3番及び4番の委員を指名した。

【教育長の報告】

- ・冬休みから3学期にかけて、児童生徒のたくさんの活躍があった。併せて、スポーツ協会の表彰式でもたくさんの児童生徒が様々な競技種目で活躍し表彰されている。
- ・初めての試みで、他校に自慢できるところという観点で、各校の特色ある取り組みをまとめていただき、1枚にまとめた。ご覧いただきたい。
- ・学習状況調査の結果では、昨年度課題にあげた算数、数学は改善が進み、ほぼ県平均を上回る状況となった。各校の授業において、主体的対話的な学びということで、子どもを主役にした授業改善が進んでいる中で学力も高まってきて

令和8年第1回 湯沢市教育委員会議事録

おり、非常に良好な状態と捉えているが、一方、読書好きの子どもの割合が以前から本市の大きな課題であり、県平均を下回っている。これからの大きな課題の一つとして捉え、引き続き指導改善、工夫等に努めたい。

- ・卒業式入学式が3月一週目からあり、委員の皆様には土日も含め御足労をおかけするが、よろしく願いたい。

【議 事】

- 議案第1号 令和8年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市複合公共施設条例の制定について）

（生涯学習課長が資料に基づき説明）

<質疑等>

委員	複合公共施設全体の所管が教育委員会、子育て支援機能などは市長部局と、二つの管轄になるのか。
生涯学習課長	建物全体の管理については教育委員会、子育て支援機能、地域のまちづくり関係は各担当課の所管となる。それ以外の生涯学習機能、図書館は教育委員会所管となる。
委員	立体駐車場の管轄は教育委員会か。駐車場は24時間営業か。
課長	立体駐車場については、24時間営業で年中無休で行う予定である。
委員	施設の開閉時間は、教育委員会ではなく指定管理者が決めていくことになるのか。
生涯学習課長	開閉時間については定めているが、実際に運用を開始して要望等があった場合は協議し、変更等を行っていくことになると思う。図書館は9時から、テナントは10時から、役割ごとに時間を設定する予定にしているが、要望等あった場合は検討し改善していきたい。業者の意見を聞きながら、決定については市が行う。
委員	市民が大変期待している施設なので、例えば駐車場が24時間無料だと思っていたところが、3時間までは無料でその後は有料ということの後で知ったなどとならないように、事前にいろいろな形で周知してほしい。
委員	関係条例が改正され、だいぶコンパクトになったようだ。令和4年版だと、駐車場のことなど細かく記載されていたが、この度は記載されていないということは、関係条例の改正や廃止でカバーできるから記載していないという解釈でいいか。
生涯学習課長	関係条例については附則で改正させていただく。細かいところは規則要綱等で定めていきたい。
委員	条例がわかりにくく、あまりにも全体的すぎて、守るべきところや指標となるものがこれでわかるのかと思ったが、これから細かく規定していくのだと理解した。 複合公共施設が徐々にできてきているのを見て、大変期待している。
委員	テナント機能のところに、カフェや軽食を提供するとある

令和8年第1回 湯沢市教育委員会議事録

	が、業者選定はこれからか。
生涯学習課長	テナントの業者はすでに内定しており、全国展開しているコーヒーショップが入る方向で進めている。

- 議案第2号 令和8年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和7年度3月補正予算について）

（教育総務課長から順に資料に基づき説明）

<質疑等>

委員	教育総務課の不用額が多いと思ったが、非常にわかりやすく説明いただき納得した。 山田地区からのスクールバスについて、広報と一緒に丁寧なバス路線図が入っており、わかりやすく良かった。 生涯学習課の歳入（教育費県補助金）は、4つの事業にこの額をどう振り分けるのか。
生涯学習課長	実績に基づき県に申請するもので、当初見込んだ金額よりも実績により増額した部分を今回計上した。
委員	佐竹南家御日記の校正作業は、人が確保できず今年度は職員がやったとのことだが、来年度以降は頼む人はいるのか。
文化財保護室長	今年度からお願いしたいと思った方はいたが、その方の都合が悪く令和7年度はお願いできなかった。令和8年度は可能かもしれないということで調整中である。

- 議案第3号 令和8年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和8年度当初予算について）

（教育総務課長から順に資料に基づき説明）

<質疑等>

委員	学校教育課の学校用パソコン更新事業で、児童生徒のパソコンの外に教職員のパソコンも市が一括でリースしているのか。
学校教育課長	市がリースし、教職員へ支給している。
委員	電子黒板のリースもあるが、2年ほど前に湯沢南中学校に行ったときに、筋が入って見えないような画面もあったので、取り換えてくれるのはよかった。こういったものも年数経過で悪くなっていくものだと思うので、きちんと予算を立て、これからも更新していただきたい。
教育長	価格は下がってきてはいるが、かなり高額で扱いも非常にデリケートなものである。耐用年数もあるが、例えば衝撃など扱

令和8年第1回 湯沢市教育委員会議事録

	いについても指導している。年数が経ったものから順次交換していければと考えている。
委員	昨今、ストレスを抱え体を壊す教職員が多い。小中学校ごとに集団分析を行い、と記載があるが、この集団分析はどこでやっているのか。業者がやるのか。
学校教育課長	業者に委託し、分析したものが送られてくる。ストレスチェックの結果を受けて、希望する場合は面談をする。
委員	学校教育課予算の学校用パソコンは、タブレットとは違うのか。
学校教育課長	タブレット端末である。
委員	一般的に、処分する場合はデータを消すための費用がかかると言われているが、やはりそういった費用がかかるか。
学校教育課長	タブレット端末は、端末にデータを保存するのではなく、クラウド上に保存している。
委員	タブレットもだいぶ劣化が進んでいる。充電できなくなってきているものもあり、新年度を迎えるにあたりそういったところも確認いただければと思う。 生涯学習センターのアスベスト解体実施設計とはどういうものか。
生涯学習課長	前段でアスベストの調査を行い、アスベストの対象になる建物であるので、アスベストに対応した解体工事の期間や工法などの実施設計を来年度行い、令和9年度の解体工事に向けた準備をするという内容である。

○議案第4号 令和8年度教育行政方針について

(事前配布のため説明なし)

<質疑等>

学校教育（1. 学校教育の推進）について	
委員	全国的にもいじめ、不登校が非常に報道で取り上げられているが、本市においても、いつどんなことが起こるか気が抜けないと先生方も行政の方も思っていると思うが、子どもたちが社会、子ども同士、家庭も含め多様な価値観の中で生活しているということを念頭に置きながら、互いを認め合う、存在価値を大切にするといったところを重視していけたらいいと思う。昨年と大きく変わったところはなかったと思うが、心豊かでたくましく育つ子どもたちを、私たち大人が応援していきたい。
教育長	いじめについては、毎月報告が上がってくるが、微細なもの

令和8年第1回 湯沢市教育委員会議事録

	についても事実関係を明らかにし、状況によっては継続指導という形で丁寧に進めている。小さい芽を大事に扱わないと大きな事案になったときに対応が難しいので、各学校にはきめ細かい対応を引き続き求めていきたい。
委員	「学習指導の充実と改善」が追加になっている。小1プロブレムということが問題視されているようなので、幼保小の連携を強化するのは大変結構である。
学校教育課長	小学校1年生に上がった子どもたちが、スムーズに小学校生活に慣れるように、幼稚園、保育園と小学校の先生方の連携を図る架け橋プログラムを進めている。カリキュラムの作成を昨年度から取り組んでおり、来年度以降も連携を進めるためのものである。子ども未来課と連携しており、来年度、架け橋プログラムのコーディネーターを1名配置する予定である。
教育長	子ども園、保育園が私立が多く、連携しているようで深く連携が進まない状況があり、うまく小学校へつなげるため、パイプを太くする目的で来年度から進めていきたい。
委員	「幼保少連携を基盤とした」と文言として明文化することによって、小学校と保育園とのつなぎを確かなものにしていくことができるのでは。明文化することはよいことだと思う。
学校教育（2. 教育環境整備の推進）について	
委員	予算のところで丁寧に説明してもらった内容で、修繕すべきところは修繕し、学校で子どもたちが安全で安心に過ごせるようお願いしたい。
学校給食（学校給食の推進）について	
委員	いよいよ汁椀が小学校にも入るということで、楽しみにしているのではと思う。ふるさとの匠の技をいただくということを子どもたちが感じてくれたら。一つ一つ作るのにたくさんの工程があることを説明してもらったが、子どもたちにも理解してもらえたら給食がもっと美味しくなるのではないかな。
教育総務課長	中学校導入の際に作成した説明資料を、小学校導入の際には低学年でもわかりやすい表現に見直し、しっかりと伝えていきたい。
委員	地場産品をつかった給食、特産品、地元の食材を使った給食をいただけることは非常にありがたいことで、それをチラシなどで各家庭にも知らせていただいていることも有難い。このような取組を続けてほしい。
生涯学習（生涯学習の推進）について	
委員	昨年度とは違うかたちに全て文言が訂正され、新しく導入された言葉もある。新しい形の生涯学習を目指してほしい。市の玄関口に多世代が集い、学び、交流できるにぎわいの拠点にな

令和8年第1回 湯沢市教育委員会議事録

	る「Y u i n a s」に期待したい。横手市の「あお一な」は、堅苦しくない雰囲気が入りやすく、静かでいいなと感じてきたので、ぜひそういった形を目指してほしい。
生涯学習課長	多世代が集い学べる環境の整備ということで、講座やイベントなどを中心に実施していきたい。指定管理者と定期的に定例会を行っており、市民が入りやすい雰囲気づくりについても協議しながら進めていきたい。
委員	推進施策の(1)「⑦多世代型生涯学習の推進」には、「リカレント教育やスキルアップを支援するプログラムの実施による多様な働き方のサポート」とあるが、働き方のサポートまで生涯学習課が行うのか。
生涯学習課長	子どもから大人まで参加できるような環境整備を進めるが、長年経験されてきた方々に講座の講師になってもらうなど、働き方のサポートができればと思い記載している。
スポーツ振興（スポーツ振興の推進）について	
委員	重点方針「(2)子どものスポーツ機会の充実とその体制づくり」に、「幼少期を含む子ども世代への運動・スポーツに対する興味・動機づけを推進します。」とあるが、幼少期とはどのような内容か。
生涯学習課長	長年実施しているカンガルースクールであり、親子で楽しめる運動機会の提供となっている。
文化財保護（文化財保護の推進）について	
委員	推進施策の(1)「①センター拠点とサテライト拠点のネットワーク化の推進」を重視してやるようだが、ここで見たから他施設には足を運ばなくていい、とならないようなよい手立てがあればいいと思う。
文化財保護室長	スタンプラリーのように各施設を回れるような仕掛けを作りたい。
委員	Y u i n a s がセンター拠点となり、人が集まりやすい場所になり、これまで埋もれていた文化財の情報が集まるのではと期待している。

○議案第5号 第5次湯沢市社会教育中期計画の策定について

(生涯学習課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

委員	社会情勢が目まぐるしく変化する中、しかも少子化、超高齢化の中で、この先5年間を見据えてポイントを絞って計画を策
----	---

令和8年第1回 湯沢市教育委員会議事録

	定するのは大変だったと思うが、非常に丁寧に作られていて、素晴らしい計画であると思う。土俵ができたので、今度はその上で活動する市民が、この計画に沿って有意義な時間を過ごし、自分の豊かな時間を持てたら、この計画も生きてくるのではないか。頑張ってもらいたい。
--	--

○議案第6号 第5次湯沢市スポーツ推進計画の策定について

(生涯学習課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

委員	広報と同時配付された議会だよりに、議員がeスポーツを体験したと書いてあった。自分はどうしても体を動かすものがスポーツだという考えで、なかなか踏み込めずにいるが、eスポーツも確かにスポーツということで浸透しているのか。
生涯学習課長	eスポーツにも種類があり、ドッチボールのように体を動かすeスポーツもあると聞いている。パブリックコメントでは、高齢者や障がい者に対するeスポーツの取り組みも必要ではないかと意見をいただき、スポーツ推進審議会に諮り、今回載せることとなった。手だけでなく頭も動かすことであり、体全体を使ったeスポーツもあるということで、計画の中に組み込んだ。
教育長	eスポーツをスポーツといった概念で整理していくかというのは、今後、高齢者世代を含めて考えていかなければならないと思う。ただ、今回のスポーツ推進計画の中で、障がい者や高齢者など体の自由がきかない方でもアバター的なものを使って一緒にスポーツをやっている感覚を味わうという面では、有効性があるのかなと感じている。この後研究していかなければならない分野なのかなと感じている。
委員	今回の計画に新しく「中学校部活動地域展開の推進」が盛り込まれており、このことは大きいと感じた。現在、着実に進められているようなので、このまま進んでくれれば良いと感じている。 推進施策(2)「④運動遊びを通じた運動習慣づくりの推進」とあるが、外で遊ばせたくても熊の騒動でなかなか子どもを外で遊ばせられない、大人も運動したくても歩けないような状況になっているので、どうやって健康を維持していったらいいのか考えさせられるところがある。 計画は立てたが、なかなか進めることが困難なことも予想されると思うが、うまく進んでほしいと感じている。
委員	自分も推進施策(2)「④運動遊びを通じた運動習慣づくりの推進」の部分に大変注目していた。子どもは勝手に走り出して遊び回る。体を使って遊びたいという欲があるのだと思うが、

令和8年第1回 湯沢市教育委員会議事録

	<p>熊のことやコロナもあり、なかなかその要求を満たすことができないので、ある程度大人が手を差し伸べることも大事かと思う。体を使った遊びを通して、徐々にスポーツが発展していった、スポーツから忍耐力だったりストレス耐性だったり、生きていくうえで必要な力を学んでいくと思う。幼少期の体を使った遊びというのは、けっこう重要なことだと思っている。</p>
--	---

令和8年第1回 湯沢市教育委員会議事録

議案等の処理結果

議案等の番号	件 名	議決結果
議案第1号	令和8年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市複合公共施設条例の制定について）	可 決
議案第2号	令和8年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和7年度3月補正予算について）	可 決
議案第3号	令和8年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和8年度当初予算について）	可 決
議案第4号	令和8年度教育行政方針について	可 決
議案第5号	第5次湯沢市社会教育中期計画の策定について	可 決
議案第6号	第5次湯沢市スポーツ推進計画の策定について	可 決

令和8年第1回 湯沢市教育委員会議事録

本議事録は書記の記載したものであるが、その内容に相違ないのでここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

番

番

書記

令和8年 第1回 湯沢市教育委員会

日 時 令和8年2月2日(月) 午前10時00分

場 所 市役所本庁舎4階 会議室43

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名（2名）

3. 教育長の報告

4. 議 事

5. 協議・報告

6. そ の 他

7. 閉 会

令和8年 第1回 湯沢市教育委員会 提出案件

- 議案第1号 令和8年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（湯沢市複合公共施設条例の制定について）
- 議案第2号 令和8年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和7年度3月補正予算について）
- 議案第3号 令和8年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和8年度当初予算について）
- 議案第4号 令和8年度教育行政方針について
- 議案第5号 第5次湯沢市社会教育中期計画の策定について
- 議案第6号 第5次湯沢市スポーツ推進計画の策定について

議事録署名委員

番

委員

番

委員

議案第 1 号

令和 8 年第 1 回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について

湯沢市複合公共施設条例の制定に係る意見の申出について、議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

施設の供用開始に向け、指定管理者との協議内容を踏まえ実際の運用に即した内容とするための制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。

議案第 号

湯沢市複合公共施設条例の制定について

湯沢市複合公共施設条例を、別紙のとおり議会に提出する。

令和8年 月 日提出

湯沢市長 佐藤 一夫

提案理由

湯沢市複合公共施設について、供用開始に向けた準備を円滑に進めるため、所要の改正を行うものです。

湯沢市複合公共施設条例の制定について

生涯学習課

1 制度の趣旨及び目的

本施設は、子どもから高齢者までの幅広い世代が集い、多様な学習および活動の場を提供するとともに、子育て支援の充実ならびに地域の活性化を図ることを目的としております。

現行の湯沢市複合公共施設条例は、「湯沢駅周辺複合施設」の整備・運営事業に係る民間事業者の募集開始に先立ち、令和4年12月に制定されたものです。

2 条例の制定理由

施設の供用開始に向けて、指定管理者との協議内容を踏まえ、実際の運用に即した内容とするため、条例の全部を改正するものです。

あわせて、これに伴い必要となる関係条例の改正および廃止については、本条例の附則により所要の手続きを行うものです。

3 変更点

(1)全部改正の概要

- ① 複合公共施設全体を一括して管理・運営することから、施設の所管課を教育委員会とし、各機能に関する規定は本条例において一元的に定めます。また、湯沢図書館については、従来の湯沢市立図書館条例を参照する形で位置づけるとともに、子育て支援機能及び市民活動支援機能に係る事業については、市長部局が実施するものとします。
- ② 湯沢生涯学習センター、湯沢公民館、湯沢勤労青少年ホーム、子育て支援総合センター及び男女共同参画センターについては、複合公共施設への機能移転に伴い、現施設を廃止するものとします。

(2)変更内容

①全部改正

- ・湯沢市複合公共施設条例（別紙1）

②附則による一部改正

- ・湯沢市地区センター条例（市長部局のため省略）
- ・湯沢市生涯学習センター条例（別紙2「新旧対照表」を参照）
- ・湯沢市立公民館条例（別紙3「新旧対照表」を参照）
- ・湯沢市立図書館条例（別紙4「新旧対照表」を参照）

③附則による廃止（変更なし）

- ・湯沢市男女共同参画センター条例
- ・湯沢市子育て支援総合センター条例
- ・湯沢市勤労青少年ホーム条例

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：規則で定める日

※参考資料として、条例の全体構成図（別紙5）及び施設の概要（別紙6）を添付

湯沢市複合公共施設条例

令和8年 月 日

条例第 号

湯沢市複合公共施設条例（令和4年湯沢市条例第28号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 子どもから高齢者まで多くの世代が集い、多様な学習及び活動の場を創出するとともに、子育て支援の充実や地域の活性化を図るため、湯沢市複合公共施設（以下「複合施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 複合施設の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 名称 湯沢市複合公共施設
- （2） 位置 湯沢市材木町二丁目1番80号

2 前項に規定する複合施設には、駐車場を含むものとする。

（管理）

第3条 複合施設は、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（機能）

第4条 複合施設は、次に掲げる機能をもって構成する。

- （1） 生涯学習機能
- （2） 子育て支援機能
- （3） 歴史資料展示機能
- （4） 市民活動支援機能
- （5） 図書館機能（湯沢市立図書館条例（平成17年湯沢市条例第86号）に規定する湯沢図書館を含む。）
- （6） 前各号に掲げるもののほか、複合施設の設置目的を達成するために必要な機能

2 複合施設は、前項に規定する各機能の相互の連携を図ることにより、総合的かつ有機的に運営するものとする。

3 湯沢図書館の設置及び管理については、この条例に定めるもののほか、湯沢市立図書館条例の定めるところによる。

（事業）

【別紙 1】

第 5 条 複合施設においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習に関する事業（社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条の規定による公民館事業を含む。）
- (2) 子育て支援に関する事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3に規定する子育て支援関連事業を含む。）
- (3) 歴史資料の展示及び活用に関する事業
- (4) 市民活動の推進に関する事業
- (5) 図書館に関する事業（図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に規定する事項を含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要な事業

2 前項第2号及び第4号に掲げる事業は、市長が実施するものとする。

（開館時間等）

第 6 条 複合施設の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

（使用の許可）

第 7 条 複合施設のうち、別表第1に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、前項の規定により使用を許可する場合において、管理上必要な条件を付することができる。

3 その他の使用に関する手続等は教育委員会規則で定める。

（使用の制限）

第 8 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 公益を害し、又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が使用させることを不相当と認めるとき。

【別紙1】

(使用許可の取消し等)

第9条 複合施設を使用する者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、使用を停止し、又は使用を制限することができる。この場合において、使用者に損害が生じても教育委員会はその責を負わない。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用料を納付しないとき。
- (4) 職員の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、複合施設の運営及び管理上やむを得ない必要が生じたとき。

(使用料)

第10条 使用者は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。

(使用料の減免)

第11条 教育委員会は、別に定める基準により、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、市長の承認を得て、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料)

第13条 歴史資料展示機能の観覧料は、無料とする。ただし、特別な企画による展示を行う場合は、観覧料を徴収することができる。

- 2 前項ただし書により徴収する観覧料は、1,500円を超えない範囲内で、展示内容に応じて、その都度教育委員会が定める。
- 3 観覧料は、入場のときに納入しなければならない。ただし、教育委員会が、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 観覧料の減免及び返還については、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部

【別紙1】

を免除することができる。

(2) 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、市長の承認を得て、既に納入された観覧料の全部又は一部を返還することができる。

(駐車場使用料)

第14条 駐車場使用者は、別表第2に定める駐車場使用料を後納しなければならない。

2 駐車場使用料の減免及び返還については、次のとおりとする。

(1) 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、駐車場使用料の全部又は一部を免除することができる。

(2) 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、市長の承認を得て、既に納入された駐車場使用料の全部又は一部を返還することができる。

(目的外の使用及び権利譲渡の禁止)

第15条 使用者は、許可目的以外に使用し、その一部若しくは全部を転貸し、又はその使用する権利を他に譲渡してはならない。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、複合施設の使用を終了したとき、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに施設及び附属設備を原状に回復させなければならない。

(損害賠償義務)

第17条 使用者又は複合施設の入場者(敷地内に立ち入る者を含む。)は、複合施設の施設等を毀損し、又は滅失させたときは、教育委員会の指定する方法で弁償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(免責事項)

第18条 複合施設(敷地内を含む。)における盗難、事件、事故、火災その他教育委員会の責に帰さない事由によって生じた損害については、教育委員会は、その責任を負わない。

(指定管理者による管理)

第19条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に、複合施設の管理を行わせることができる。

【別紙1】

2 前項の規定により指定管理者に複合施設の管理を行わせる場合においては、次に掲げる規定中、当該各号に定めるとおり読み替えるものとする。

- (1) 第7条から第9条まで、第15条、第16条において、「使用」は「利用」と読み替える。
- (2) 第7条、第8条（各号を除く部分）及び第10条から第13条（第2項を除く部分）までにおいて、「教育委員会」は「指定管理者」と読み替える。
- (3) 第9条から第13条までにおいて、「使用料」及び「観覧料」は「利用料金」と読み替える。
- (4) 第9条、第10条及び第15条から第17条までにおいて、「使用者」は「利用者」と読み替える。
- (5) 第9条、第17条及び第18条において、「教育委員会」は「教育委員会及び指定管理者」と読み替える。
- (6) 別表第1において、「使用」は「利用」、「使用料」は「利用料金」、「使用者」は「利用者」、「使用時間」は「利用時間」と読み替える。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第5条に規定する事業に関する業務
- (2) 複合施設の利用の許可等に関する業務
- (3) 複合施設の運営、維持管理及び安全対策に関する業務
- (4) 駐車場の維持管理及び使用料の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、複合施設の管理運営に関して教育委員会が必要と認める業務

（利用料金）

第21条 第19条第1項の規定により指定管理者に複合施設の管理を行わせる場合においては、利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項に規定する利用料金の額については、第13条第2項及び別表第1で定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更するときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び利用料金の額を公表しなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に納付された利用料金は、当該指定管理者の収

【別紙 1】

入とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第22条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長及び教育委員会
が定めるところに従い、複合施設の管理運営を行わなければならない。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育
委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会
規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 複合施設の運営準備に関し必要な手続その他の行為については、この条例の施
行前においても行うことができる。

(湯沢市地区センター条例の一部改正)

3 湯沢市地区センター条例（平成30年湯沢市条例第26号）の一部を次のように改
正する。

別表第2中

「

三関地区センター	講堂	1,030円	1,030円	1,030円	520円
	その他各室	300円	300円	300円	150円

」

を

「

三関地区センター	講堂	1,030円	1,030円	1,030円	520円
	その他各室	300円	300円	300円	150円
稲庭地区センター	軽運動室	830円	830円	830円	410円
	その他各室	300円	300円	300円	150円

」

に改める。

(湯沢市生涯学習センター条例の一部改正)

【別紙1】

- 4 湯沢市生涯学習センター条例（平成17年湯沢市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第2条の表湯沢市湯沢生涯学習センターの項を削り、同表湯沢市雄勝生涯学習センターの項中「湯沢市横堀字白銀町49番地1」を「湯沢市横堀字下柴田39番地」に改める。

第6条から第9条までを削り、第10条を第6条とする。

（湯沢市立公民館条例の一部改正）

- 5 湯沢市立公民館条例（平成17年湯沢市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表湯沢市立湯沢公民館の項を削る。

第12条から第15条までを削り、第16条を第12条とする。

（湯沢市立図書館条例の一部改正）

- 6 湯沢市立図書館条例（平成17年湯沢市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、一般公衆の教育文化に寄与することを目的として」を削り、「湯沢市立図書館」の次に「（以下「図書館」という。）」を加える。

第2条表以外の部分中「湯沢市立」を削り、同条の表中「湯沢市表町二丁目」を「湯沢市材木町二丁目1番80号」に改める。

第3条中「湯沢市立」及び「（以下「市立図書館」という。）」を削る。

第4条から第6条までを次のように改める。

（指定管理者による管理）

第4条 教育委員会は、図書館の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（管理の基準）

第5条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、教育委員会規則で定める管理の基準に従って図書館の管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1） 法第3条に規定する事項の実施に関する業務

（2） 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務

【別紙1】

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務
第8条から第11条までを削り、第12条を第8条とする。

(湯沢市男女共同参画センター条例等の廃止)

7 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 湯沢市男女共同参画センター条例（平成18年湯沢市条例第5号）
- (2) 湯沢市子育て支援総合センター条例（平成27年湯沢市条例第8号）
- (3) 湯沢市勤労青少年ホーム条例（平成17年湯沢市条例第206号）

【別紙 1】

別表第 1（第 7 条、第 10 条、第 21 条関係）

区分		使用料
生涯学習機能	研修室 1	1 時間につき 300 円
	研修室 2	1 時間につき 200 円
	研修室 3	1 時間につき 200 円
	和室 1	1 時間につき 150 円
	和室 2	1 時間につき 150 円
	音楽スタジオ 1	1 時間につき 300 円
	音楽スタジオ 2	1 時間につき 100 円
	多目的ルーム	1 時間につき 750 円
	クッキングスタジオ	1 時間につき 450 円
市民活動支援機能	ミーティング室	無料
その他の共用スペース（占有して使用する場合）		1 m ² 1 日につき 50 円

備考

- 1 使用時間に 1 時間未満の端数がある場合は、当該端数を 1 時間として計算する。
- 2 使用者が入場料又はこれらに類するものを徴収する場合は、この表の 2 倍の額とする。
- 3 使用者が入場料等を徴収しない場合において、営利又は商業を目的として使用する場合は、この表の 2 倍の額とする。
- 4 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 5 附属設備及び備品の使用料は、教育委員会規則で定める。
- 6 使用料の額（備考第 2 項から第 3 項までの規定により加算した額を含む。）又は減免後の使用料の額に 10 円未満の端数がある場合は、当該端数金額を切り捨てるものとする。

【別紙 1】

別表第 2（第14条関係）

区分	使用料
駐車開始から 3 時間まで	無料
3 時間を超えた場合は、1 時間ごとに	100円

備考 使用時間に 1 時間未満の端数がある場合は、当該端数を 1 時間として計算する。

湯沢市生涯学習センター条例新旧対照表

現 行	改 正 案																		
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 生涯学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湯沢市湯沢生涯学習センター</td> <td>湯沢市表町二丁目</td> </tr> <tr> <td>湯沢市稲川生涯学習センター</td> <td>湯沢市川連町字上平城120番地</td> </tr> <tr> <td>湯沢市雄勝生涯学習センター</td> <td>湯沢市横堀字白銀町49番地1</td> </tr> <tr> <td>湯沢市皆瀬生涯学習センター</td> <td>湯沢市皆瀬字沢梨台66番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(管理に関する事項)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、湯沢市湯沢生涯学習センター(以下「湯沢生涯学習センター」という。)の管理に関し必要な事項は、湯沢市複合公共施設条例(令和4年湯沢市条例第28号。以下「複合施設条例」という。)に定めるところによる。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第7条 湯沢生涯学習センターの管理は、複合施設条例第15条第1項の規定</p>	名称	位置	湯沢市湯沢生涯学習センター	湯沢市表町二丁目	湯沢市稲川生涯学習センター	湯沢市川連町字上平城120番地	湯沢市雄勝生涯学習センター	湯沢市横堀字白銀町49番地1	湯沢市皆瀬生涯学習センター	湯沢市皆瀬字沢梨台66番地1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 生涯学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湯沢市稲川生涯学習センター</td> <td>湯沢市川連町字上平城120番地</td> </tr> <tr> <td>湯沢市雄勝生涯学習センター</td> <td>湯沢市横堀字下柴田39番地</td> </tr> <tr> <td>湯沢市皆瀬生涯学習センター</td> <td>湯沢市皆瀬字沢梨台66番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	湯沢市稲川生涯学習センター	湯沢市川連町字上平城120番地	湯沢市雄勝生涯学習センター	湯沢市横堀字下柴田39番地	湯沢市皆瀬生涯学習センター	湯沢市皆瀬字沢梨台66番地1
名称	位置																		
湯沢市湯沢生涯学習センター	湯沢市表町二丁目																		
湯沢市稲川生涯学習センター	湯沢市川連町字上平城120番地																		
湯沢市雄勝生涯学習センター	湯沢市横堀字白銀町49番地1																		
湯沢市皆瀬生涯学習センター	湯沢市皆瀬字沢梨台66番地1																		
名称	位置																		
湯沢市稲川生涯学習センター	湯沢市川連町字上平城120番地																		
湯沢市雄勝生涯学習センター	湯沢市横堀字下柴田39番地																		
湯沢市皆瀬生涯学習センター	湯沢市皆瀬字沢梨台66番地1																		

により湯沢市複合公共施設（以下「複合施設」という。）の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する法人その他の団体であって市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）が行うときは、当該指定管理者が一体的に行うものとする。

（指定管理者の指定の手続等）

第8条 湯沢生涯学習センターの指定管理者の指定の手続等は、複合施設条例第16条の規定により複合施設の指定管理者の指定の手続等と一体的に行うものとする。

（指定管理者の業務）

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 湯沢生涯学習センターの施設及びこれに附属する設備の維持管理に関する業務
- (2) 湯沢生涯学習センターが実施する事業の運営計画の策定に関する業務
- (3) 湯沢生涯学習センターが実施する事業の企画立案及び実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、湯沢生涯学習センターの運営に関する業務のうち、市長の権限に属する業務を除く業務

【別紙2】

<p>(委任) <u>第10条</u> 略</p>	<p>(委任) <u>第6条</u> 略</p>
-------------------------------	------------------------------

湯沢市立公民館条例新旧対照表

現 行	改 正 案																		
<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定により設置される公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="272 674 778 1205"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湯沢市立湯沢公民館</td> <td>湯沢市表町二丁目</td> </tr> <tr> <td>湯沢市立稲川公民館</td> <td>湯沢市川連町字上平城120番地</td> </tr> <tr> <td>湯沢市立雄勝公民館</td> <td>湯沢市横堀字白銀町49番地1</td> </tr> <tr> <td>湯沢市立皆瀬公民館</td> <td>湯沢市皆瀬字沢梨台66番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(使用料等に関する事項)</u></p> <p>第12条 <u>第7条から第11条までの規定にかかわらず、湯沢市立湯沢公民館(以下「湯沢公民館」という。)の使用料等に関し必要な事項は、湯沢市複合公共施設条例(令和4年湯沢市条例第28号。以下「複合施設条例」という。)に定めるところによる。</u></p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第13条 <u>湯沢公民館の管理は、複合施設条例第15条第1項の規定により湯沢市複合公共施設(以下「複合施設」という。)の管理を地方自治法(昭和22年</u></p>	名称	位置	湯沢市立湯沢公民館	湯沢市表町二丁目	湯沢市立稲川公民館	湯沢市川連町字上平城120番地	湯沢市立雄勝公民館	湯沢市横堀字白銀町49番地1	湯沢市立皆瀬公民館	湯沢市皆瀬字沢梨台66番地1	<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定により設置される公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="841 674 1347 1088"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湯沢市立稲川公民館</td> <td>湯沢市川連町字上平城120番地</td> </tr> <tr> <td>湯沢市立雄勝公民館</td> <td>湯沢市横堀字白銀町49番地1</td> </tr> <tr> <td>湯沢市立皆瀬公民館</td> <td>湯沢市皆瀬字沢梨台66番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	湯沢市立稲川公民館	湯沢市川連町字上平城120番地	湯沢市立雄勝公民館	湯沢市横堀字白銀町49番地1	湯沢市立皆瀬公民館	湯沢市皆瀬字沢梨台66番地1
名称	位置																		
湯沢市立湯沢公民館	湯沢市表町二丁目																		
湯沢市立稲川公民館	湯沢市川連町字上平城120番地																		
湯沢市立雄勝公民館	湯沢市横堀字白銀町49番地1																		
湯沢市立皆瀬公民館	湯沢市皆瀬字沢梨台66番地1																		
名称	位置																		
湯沢市立稲川公民館	湯沢市川連町字上平城120番地																		
湯沢市立雄勝公民館	湯沢市横堀字白銀町49番地1																		
湯沢市立皆瀬公民館	湯沢市皆瀬字沢梨台66番地1																		

法律第67号)第244条の2第3項に規定する法人その他の団体であつて市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）が行うときは、当該指定管理者が一体的に行うものとする。

2 前項の規定により湯沢公民館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条から第6条までの規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者の指定の手續等）

第14条 湯沢公民館の指定管理者の指定の手續等は、複合施設条例第16条の規定により複合施設の指定管理者の指定の手續等と一体的に行うものとする。

（指定管理者の業務）

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 湯沢公民館の施設及びこれに附属する設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (2) 湯沢公民館の施設等の使用の許可に関する業務
- (3) 湯沢公民館の施設等の利用に係る料金に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、湯沢公民館の運営に関する業務のうち

【別紙3】

<p><u>ち、市長の権限に属する事務を除く</u> <u>業務</u> (委任) 第16条 略</p>	<p>(委任) 第12条 略</p>
--	------------------------

湯沢市立図書館条例新旧対照表

現 行	改 正 案												
<p>(設置)</p> <p>第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、<u>一般公衆の教育文化に寄与することを目的として、湯沢市立図書館_____を</u>設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>湯沢市立</u>図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湯沢市立湯沢図書館</td> <td>湯沢市表町二丁目_____</td> </tr> <tr> <td>湯沢市立雄勝図書館</td> <td>湯沢市横掘字白銀町49番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(分館等)</p> <p>第3条 <u>湯沢市立</u>図書館（以下「市立図書館」という。）に必要あるときは、分館、閲覧所及び配本所などを置くことができる。</p> <p>(管理及び経費)</p> <p>第4条 <u>市立</u>図書館は、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）において管理し、その経費は市費をもって充てる。ただし、特別の事業を行う場合は、寄附金その他の収入をもって独立会計を設けることができる。</p>	名称	位置	湯沢市立湯沢図書館	湯沢市表町二丁目_____	湯沢市立雄勝図書館	湯沢市横掘字白銀町49番地1	<p>(設置)</p> <p>第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき_____、湯沢市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 _____図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湯沢市立湯沢図書館</td> <td>湯沢市材木町二丁目1番80号</td> </tr> <tr> <td>湯沢市立雄勝図書館</td> <td>湯沢市横掘字白銀町49番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(分館等)</p> <p>第3条 _____図書館_____に必要あるときは、分館、閲覧所及び配本所などを置くことができる。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 <u>教育委員会</u>は、図書館の管理を<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定する者（以下「指定管理者」という。）</u>に行わせることができる。</p>	名称	位置	湯沢市立湯沢図書館	湯沢市材木町二丁目1番80号	湯沢市立雄勝図書館	湯沢市横掘字白銀町49番地1
名称	位置												
湯沢市立湯沢図書館	湯沢市表町二丁目_____												
湯沢市立雄勝図書館	湯沢市横掘字白銀町49番地1												
名称	位置												
湯沢市立湯沢図書館	湯沢市材木町二丁目1番80号												
湯沢市立雄勝図書館	湯沢市横掘字白銀町49番地1												

2 独立会計は、市の監督のもとに教育委員会がこれを管理運営する。

(事業)

第5条 市立図書館は、法第3条の規定により、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 図書館資料を収集し、整理し、又は保存し、一般公衆の利用に供すること。
- (2) 他の図書館、学校図書館及び公民館と緊密な連絡を図り、かつ、協力し、資料の相互貸借を行うこと。
- (3) 巡回文庫及び貸出しに関すること。
- (4) 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会等の主催及び奨励を行うこと。
- (5) 参考資料の発行及び頒布に関すること。
- (6) 時事に関する情報参考資料の紹介及び提供に関すること。
- (7) その他必要な事項

(職員)

第6条 市立図書館に次の職員を置くことができる。

- (1) 館長 1人
- (2) 司書 若干名
- (3) 司書補 若干名
- (4) 事務職員、技術職員及びその他の職員 若干名

(管理の基準)

第5条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、教育委員会規則で定める管理の基準に従って図書館の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 法第3条に規定する事項の実施に関する業務
- (2) 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教

2 分館に必要な職員を置くことができる。

(管理に関する事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、湯沢市立湯沢図書館（以下「湯沢図書館」という。）の管理に関し必要な事項は、湯沢市複合公共施設条例（令和4年湯沢市条例第28号。以下「複合施設条例」という。）に定めるところによる。

(指定管理者による管理)

第9条 湯沢図書館の管理は、複合施設条例第15条第1項の規定により湯沢市複合公共施設（以下「複合施設」という。）の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する法人その他の団体であつて市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）が行うときは、当該指定管理者が一体的に行うものとする。

2 前項の場合における湯沢図書館の管理に係る経費は、第4条第1項の規定にかかわらず、指定管理者の負担とする。

(指定管理者の指定の手續等)

第10条 湯沢図書館の指定管理者の指定の手續等は、複合施設条例第16条の規定により複合施設の指定管理者の指定の手續等と一体的に行うものとする。

育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 湯沢図書館の施設及びこれに附属する設備の維持管理に関する業務
- (2) 湯沢図書館の運営計画の策定並びに事業の企画立案及び実施に関する業務
- (3) 利用の受付、図書館資料の貸出し、他図書館との相互貸借等利用者対応に関する業務
- (4) 図書館資料の複写の許可及び経費の徴収に関する業務
- (5) 図書館資料の収集、整理及び保管に関する業務
- (6) 図書館システムの管理運用に関する業務
- (7) 他施設への配本に関する業務
- (8) 図書館事業の広報に関する業務
- (9) 前各号に掲げるもののほか、湯沢図書館の運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務

(委任)

第12条 略

(委任)

第8条 略

男女共同参画センター条例

男女共同参画センター条例施行規則

湯沢市子育て支援総合センター条例

湯沢市子育て支援総合センター運営規則

湯沢市地区センター条例

稲川勤労青少年ホームが
稲庭地区センターとなる

湯沢市ファミリーサポート
センター事業実施要綱

湯沢市子育て支援センター
事業実施要綱 (仮)

湯沢市市民活動団体
登録要綱 (仮)

湯沢市複合公共施設条例

・湯沢生涯学習センター
・湯沢公民館 の機能を統合
(施設名称を廃止)

湯沢市生涯学習センター条例

湯沢市立公民館条例

湯沢市立公民館使用規則

湯沢図書館の
役割は
図書館条例を
参照

湯沢市立図書館条例

湯沢市立図書館管理運営規則

湯沢市立図書館協議会規則

施設所管課：教育委員会

湯沢市勤労青少年ホーム条例

湯沢市勤労青少年ホーム条例施行規則

・子育て支援機能
・市民活動支援機能 に係る事業の実施

湯沢市複合公共施設管理運営規則

湯沢市歴史資料展示事業
実施要綱 (仮)

湯沢市複合公共施設使用料
減額対象団体登録要綱 (仮)

新規制定・全部改正

一部改正

廃止

※ (仮) は今後正式名称が決定予定です。
※ 今後の協議の進捗により新たに要綱等を整備する可能性があります。

施設区分の概要

- 利用者向けの施設区分について、概要は以下の通りです。
 (※構成諸室名は一部要求水準書に記載の名称としており、変更となる場合があります。)
 ○事務室（窓口）は各フロアに設置します。

施設区分 (面積)	概要	開館時間等	利用料金
生涯学習 機能 約2,085㎡	市民の学習活動や趣味・生きがい活動、市民活動の拠点として、気持ちよく使える施設貸出と、各種講座を企画実施することでのぎわいを創出する。	【開館時間】 9:00～21:30	条例の範囲内で料金設定
	【構成諸室】 研修室、和室、音楽室大、音楽室小、音楽ラウンジ、多目的ルーム、調理室、料理ラウンジ、市民展示スペース（アートプラザ）、アトラウンジ	【休館日】 年末年始	
	利用方法	貸館は事前予約制（当日は空きがあれば利用可能）	
子育て支援 機能 約1,491㎡	子育て世代や子どもたちの活動・交流の促進の場として、安全な運営を行いながら、新しい遊びや交流を提供する。	【開館時間】 9:00～17:30	無料
	【構成諸室】 キッズコーナー、ハイハイコーナー、ゆったりスペース、子育てロビー、相談室、幼児用トイレ、授乳室、ベビーカー置き場	【休館日】 年末年始	
	利用方法	いつでも利用可能（予約可・混雑時は制限あり）	
	子育て世代の保育ニーズに合わせた一時預かり事業を実施。	【開館時間】 9:00～17:00	1時間600円 事業実施要綱で料金設定
【構成諸室】 一時預かりルーム	【休館日】 年末年始		
	利用方法	事前予約制	
歴史資料展示 機能 約354㎡	湯沢市の歴史文化を総合的に見て、学び、体験できる展示を行うとともに、学びの意欲に応じた複層的な歴史文化の紹介を行う。	【開館時間】 9:00～17:00	常設展示室・ 教育学習スペース／無料 企画展示室／ 条例の範囲内で料金設定
	【構成諸室】 常設展示室、企画展示室、教育学習スペース、	【休館日】 年末年始	
	利用方法	いつでも利用可能	

【別紙6】

市民活動支援 機能 約55㎡	市民活動団体やボランティア活動をしている人々、これから活動を始めようと考えている人を支援するための環境や情報の提供を行う。	【開館時間】 9:00～21:00 【休館日】 年未年始	無料 ロッカー、コピー等は有料
	【構成諸室】 ミーティング室、作業室、団体用ロッカー室		
	利用方法	ミーティング室：事前予約制	
図書館 機能 約1,528㎡	市民の学習、調査研究、課題解決支援等を支える地域の知の拠点として貸出、返却、相談を行う。	【開館時間】 9:00～19:30 【休館日】 年未年始、図書整理日、特別図書整理期間	無料
	【構成諸室】 一般開架、児童開架、ブラウジングコーナー（新聞雑誌）、静寂読書室、湯沢コーナー、特集・テーマ展示コーナー、		
	利用方法	いつでも利用可能	
テナント 機能 約31㎡	くつろぎと賑わいの場を創出するため、施設利用者にカフェや軽食を提供する。	【開館時間】 10:00～19:00 (予定) 【休館日】 年未年始	有料
	カフェ（民間収益機能）		
共用部等	給湯室、更衣室、搬入口・通用口、廊下、テラス、エレベーター、トイレ等	-	-
駐車場	自走式立体駐車場182台（思いやり駐車場5台含む）	24時間 年中無休	条例による
	平面駐車場（施設前／思いやり駐車場）4台	開館時間中	無料
駐輪場	40台	-	無料

議案第2号

令和8年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について

令和7年度湯沢市一般会計補正予算のうち教育に係る部分の意見の申出について、議決を求める。

令和8年2月2日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

令和7年度湯沢市一般会計補正予算（3月補正予算）のうち教育に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。

議案第3号

令和8年第1回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について

令和8年度湯沢市一般会計当初予算のうち教育に係る部分の意見の申出について、議決を求める。

令和8年2月2日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

令和8年度湯沢市一般会計当初予算のうち教育に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。

議案第4号

令和8年度教育行政方針について

令和8年度教育行政方針（案）を別紙のとおり提案する。

令和8年2月2日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

令和8年度の教育行政の基本方針を定めるものです。

議案第5号

第5次湯沢市社会教育中期計画の策定について

次のとおり第5次湯沢市社会教育中期計画を策定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和8年2月2日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

- 1 計画の名称 第5次湯沢市社会教育中期計画
- 2 計画の内容 別紙、第5次湯沢社会教育中期計画（案）のとおりに
- 3 計画の期間 令和8年度から令和12年度まで

提案理由

社会教育法（昭和24年法律第207号）第3条の規定に基づく社会教育中期計画を策定する。

議案第6号

第5次湯沢市スポーツ推進計画の策定について

次のとおり第5次湯沢市スポーツ推進計画を策定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和8年2月2日提出

湯沢市教育委員会教育長 武石 睦

- 1 計画の名称 第5次湯沢市スポーツ推進計画
- 2 計画の内容 別紙、第5次湯沢スポーツ推進計画（案）のとおりに
- 3 計画の期間 令和8年度から令和12年度まで

提案理由

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条の規定に基づく地方スポーツ推進計画を策定する。